

令和8年度第1回 徳島地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年6月29日(月) 午前9時32分～午前10時50分

場所 あわぎんホール5F 会議室6 (徳島市藍場町2丁目14番地)

2 出席者

(公益委員) 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

(労側委員) 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

(使側委員) 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

(1) 徳島県最低賃金の改正決定諮問、徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問について

(2) 徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置等について

(3) あり方検討小委員会の設置について

(4) その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻を少し過ぎましたが、ただいまより令和8年度第1回徳島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局より連絡事項がございます。

本審議会においてもペーパーレス化のため、本年度から紙媒体資料を廃止し、お手元のタブレット端末を使用した電子媒体資料によりご審議いただくこととしております。操作等でご不明な点がございましたら、事務局までお申し付けください。

続きまして、本年度最初の審議会となりますので、改めて委員の皆様をご紹介いたします。タブレット画面内の「地方審資料」のファイルをタップして資料No.1の委員名簿をご覧ください。

公益代表委員の方から名簿順に紹介させていただきます。稲倉委員です。竹原委員です。段野委員です。撫養委員です。米澤委員です。

続きまして労働者代表委員を紹介させていただきます。辰巳委員です。今年度より新たにご就任いただきました中川委員です。三木委員です。南委員です。横井委員です。

続きまして使用者代表委員を紹介させていただきます。藍原委員です。天野委員です。五島委員です。中村委員です。脇田委員です。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。徳島労働局長の亀井です。労働基準部長の恩田です。私は、賃金室長の渡辺です。昨年度から引き続きとなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第55期徳島地方最低賃金審議会における会長及び会長代理につきましては、昨年度、会長は段野委員、会長代理は稲倉委員が選出されております。従いまして、この後の議事進行につきましては、段野会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○段野会長

段野でございます。本年度もよろしくお願いいたします。

ここ数年、各都道府県において最低賃金の引上げ幅が大きくなっております。今年も厳しい審議になろうかと思っております。委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場からご意見をいただき、徳島県にふさわしい最低賃金を決定するため、十分な審議が尽くせるよう議事進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

○事務局（賃金室長）

はい、本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2以上の出席が必要となっております。本日は15名全員の委員が出席されておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開としており、13名の傍聴者がおられます。傍聴人の皆様には注意事項の遵守をお願いいたします。

○段野会長

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議題1「徳島県最低賃金の改正決定諮問、徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問」となります。

事務局は諮問の準備をお願いします。

なお、諮問文の受け渡しの際は、受け渡しの支障のない範囲での撮影を許可することとしますので、撮影希望の方は準備をお願いします。

○事務局（賃金室長）

諮問文を亀井局長から段野会長にお渡し致します。

なお、諮問文の写しについては、画面の左上端のファイルをタップしていただき、諮問文写しのファイルをタップしてご確認ください。

それでは局長よろしくをお願いします。

〔諮問文の受け渡し〕

ありがとうございました。

○段野会長

それでは、諮問文の受け渡しが終了しましたので、以降の撮影は、ご遠慮ください。

ただいま、亀井局長より「徳島県最低賃金の改正決定諮問」と、2つの「徳島県特定最低賃金改正の必要性諮問」を受けました。諮問に当たり、局長より一言をお願いします。

○亀井労働局長

徳島労働局長の亀井でございます。本年度第1回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、また、お暑い中、ご出席を賜りましたこと、また、日頃より労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご支援をいただいておりますことにつきまして厚く御礼申し上げます。

今年度はこの審議会の第55期の2年目となりますけれども、新たに着任された委員が1名いらっしゃいます。新任の委員もいらっしゃいますので、初めに昨年のご審議を簡単に振り返らせていただきます。

昨年は、一昨年に全国最大の引上げを行った翌年でしたけれども、春闘をはじめ、政府のいわゆる成長戦略において「賃上げこそが成長戦略の要である」と宣明されるなど賃上げの機運が一層醸成される環境の中で、国の中央最低賃金審議会では63円と過去最大の目安額が示されました。そのような中で、徳島の審議会においても、6月の下旬から9月の初めにかけて5回に渡りお集まりいただき、また専門部会における4回と併せて、難しい審議を尽くしていただきました。

その結果、最低賃金の決定の際に考慮すべき要素、最低賃金法が定める3要素と徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とするという考え方に基づきまして地域の状況を踏まえながらご審議をいただいた結果、目安額にプラス3円の66円、過去2番目の引上げ額とともに、一昨年の全国最大の引き上げに続く大幅な引き上げとなることなどから、発効日は本年1月1日とする旨の答申を、労使、また公労使の全会一致でいただきました。

委員の皆様におかれましては、公益、労働者、使用者、それぞれのお立場を代表されている中で、大変難しいご判断と歩み寄りをいただいた結果と受け止めています。改めて感謝を申し上げます。

続きまして、国の状況をご紹介します。昨年は、6月に政府のいわゆる成長戦略や骨太の方針が閣議決定されており、厚生労働省の中央最低賃金審議会に対する目安の諮問においても、これらの閣議決定に触れられておりました。他方、今年は、今の時点では、政府内で成長戦略等が議論されている真っ最中の状況でございます。ですので、閣議決定がなされましたら、速やかに委員の皆様へ情報をお伝えさせていただきます。

また、中央最低賃金審議会に「目安制度のあり方に関する全員協議会」というワーキンググループを設けて、その全員協議会において6月23日付で、令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理というものが示されました。

要点のみ簡単にご紹介させていただきますと、昨年度の審議においては、全国で引上げ額と発効日の二つの論点で課題が生じたということで、中央最低賃金審議会の考え方を整理したものと認識しております。まず、論点の1の引上げ額については、最低賃金法が定める3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じないよ

う留意いただくことが必要であるということ。

また、発効日については、昨年、47都道府県の中でもいわゆる指定日発効が急増したことや、地方から中央に対し何らかのお考え方を示して欲しいといった問題意識などが示されたことを踏まえて、昨年の背景や影響、中央最低賃金審議会における議論が紹介された上で、発効日を指定日発効とする場合に留意すべき基本的な考え方が示されましたので、ご紹介をさせていただきます。

徳島労働局としましては、昨年度に引き続き最低賃金の引き上げに向けた支援を最重点の施策として掲げて徳島県庁、公正取引委員会、労使、特に経済団体とも連携して生産性の向上支援、価格転嫁・取引適正化の支援など、事業者の皆様が賃上げできる環境整備に、なお一層取り組んでおります。

最後となりますが、三点目として委員の皆様へのお願いでございます。

本年も今後、国の中央最低賃金審議会から示される目安を参考に、徳島県の実況を踏まえつつ、公労使それぞれのご意見をいただき、お互いのお考え、また、お立場へのご理解を深めていただきながら、徳島県の将来にとってより良い最低賃金の決定を目指してご審議を賜りますようお願い申し上げます。

本日の第1回は今後の審議の進め方などについて、ご意見をいただきたいと存じます。事務局には円滑な審議会運営をお支えするように指示しておりますので、必要な情報や資料などございましたら、随時お知らせいただければと思います。以上、私からの挨拶とさせていただきます。今年の夏もどうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございました。それでは、事務局は、諮問文を読み上げてください。特定最賃については1つだけで結構です。

○事務局（労働基準部長）

労働基準部長の恩田と申します。諮問文を読み上げさせていただきます。まず、地域別最低賃金の方からです。

徳労発基0629第4号、令和8年6月29日、徳島地方最低賃金審議会会長段野聡子殿、徳島労働局長亀井崇、徳島県最低賃金の改正決定について括弧、諮問括弧閉じ、最低賃金

法、括弧、昭和34年法律第137号、括弧閉じ、第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金括弧、昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第1号括弧閉じ、の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

続きまして、特定最低賃金の電気機械器具製造業の方を代表して読み上げさせていただきます。

徳労発基0629第5号、令和8年6月29日、徳島地方最低賃金審議会会長段野聡子殿、徳島労働局長亀井崇、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について括弧、諮問括弧閉じ、令和8年6月22日付けをもって、申出代表者電機連合東四国地方協議会徳島地域協議会議長中川真から、最低賃金法括弧、昭和34年法律第137号括弧閉じ、第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金括弧、平成20年徳島労働局最低賃金公示第3号括弧閉じ、の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上です。

○段野会長

では、事務局より諮問に係る経緯と本日の資料の説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

まずは、徳島県最低賃金の改正決定に係る諮問について説明いたします。

タブレット画面の左上端のファイルをタップしていただき、地方審資料を開けていただき、しおりから資料5をご覧ください。地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、中央最低賃金審議会が示す目安を参考にしながら、地域の実情を踏まえて、改正のための審議を行っていただいているところであります。今年度につきましては、さる6月26日に、第74回中央最低賃金審議会が開催され、目安の諮問が行われ、審議がスタートしたところです。これに合わせて、徳島県におきましても最低賃金の改正に向けた審議をスタートさせるべく、先ほど局長から必要な諮問を行ったところです。今後の大まかな審議の流れとしては、資料5「最低賃金改正決定の流れ」のとおりです。

なお、第74回中央最低賃金審議会の資料一式については、74中央審資料のファイルをタップしてご確認ください。中央最低賃金審議会への諮問文は資料3となっています。今後、中央最低賃金審議会より示される目安を参考にしながら、徳島県内の実情を踏まえた審議をお願いすることとなります。

次に、特定最低賃金の説明に移りたいと思います。特定最低賃金に関しては、適用を受ける労使いずれかの代表から申出があった場合に、改正の手続きをスタートさせることとなります。その手続きですが、改正の必要性に関する諮問に基づき審議が行われ、改正の必要性が有りとの答申がなされた場合、次に改正金額に関する諮問に基づき金額審議が行われるといった2段階の審議を経ることとなります。現在徳島県内で設定されている特定最低賃金は、お手元の最低賃金決定要覧の115ページ、116ページに記載している造作材、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業の3つの製造業について設定がされています。タブレット画面の左上端の△ファイルをタップしていただき、地方審資料のファイルに移っていただき、資料6をご覧ください。今年度の特定最低賃金改正に係る申出状況の概要です。ここから、特定最低賃金を、「特賃」と略称させていただきます。令和8年3月6日付で造作材、一般機械、電気機械の3業種の特賃の意向表明が出され、実際に提出された今年度の特賃に係る改正の申し出については、一般機械器具製造業と、電気機械器具製造業の2業種となっています。2業種とも、公正競争ケースでの申出であり、申出要件は当該特賃の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意があることとなっています。一般機械器具に関しては、特賃が適用される基幹労働者3,754人中、1,522人、40.5%を代表する者からの申出であることを報告いたします。電気機械器具に関しては、特賃が適用される基幹労働者10,273人中、8,029人、78.2%を代表する者からの申出であることを報告いたします。いずれも当該特賃の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1を上回っています。この改正申し出を受け、特賃の改正の必要性について、審議を行っていただくよう、先ほどの諮問を行ったところです。また、造作材に関しては、特賃の改正の意向表明はされたものの、申出がなされていないことから、今年度の改正諮問の対象とはなっていないことを報告させていただきます。

以上が今年度の諮問に係る経緯となります。

続いて、資料関係の説明に移ります。引き続き、地方審資料により説明いたします。

ここから、地域別最低賃金を、「地賃」と略称させていただきます。

最低賃金の状況についてです。

資料7は、令和5年～令和7年までの全国の最低賃金を 金額順に並べたものです。地域間格差の部分は最高額と最低額との金額差を表しています。また、発効日が赤字となっているものが越年発効となっているものです。

資料8は、これまでの徳島県の地賃、特賃、それぞれの推移を表しています。影響率、未満率の他、特賃の優位性の項目においては、地賃と特賃の金額差を示しています。令和6年度以降、地賃の引上げ幅が大きくなり、地賃の影響率の増加、地賃と特賃の金額差の縮小が顕著となっています。

資料9は、四国各県で設定している特賃の一般機械、電気機械の金額の推移を表しています。なお、令和8年3月末現在における産業別の全国特定最低賃金については、最低賃金決定要覧の138ページから142ページにかけて記載されていますので産業別で全国の状況を把握する場合はこちらをご利用ください。発効日が平成のものもございますが、これはそれ以降改正決定がされていない、つまり地賃が特賃を上回り、地賃が適用されている可能性が大きいと考えられます。

次に景気判断の状況です。

資料10は、毎月発表される、内閣府の月例経済報告、日銀高松支店徳島事務所の徳島県金融経済概況、徳島経済研究所の徳島経済レポートの基調判断の各月分をまとめたものです。資料11～資料13は、先程の基調判断のベースとなった資料の5月分を掲載しています。月例経済報告が日本全体の概況、金融経済概況と徳島経済レポートが徳島県内の概況を表しているものとお考えいただければと思います。日本全体の景況としては「中東情勢リスクはあるものの、緩やかな回復」とされており、徳島の景況としては、「弱含んでいる」あるいは「持ち直しのペースが鈍化している」とされています。

資料14は、日銀が四半期ごとに公表する、地域経済の景気動向をまとめた報告書で、今回は4月分を掲載しています。四国ブロックでの景気動向がまとめられている他、事業者からの声も掲載されています。

資料15は、中小企業基盤整備機構が発表している、中小企業において、景気が良いと感じている企業の割合から、景気が悪いと感じている企業の割合を引いた業況DIをはじめ、景況感の調査結果となります。四半期ごとの調査結果を取りまとめて公表しているものですが、「中小企業の業況判断DIは、3期連続して低下した。」とされています。

資料16は、全国商工会連合会が発表している小規模企業における景況感の調査結果となります。毎月の調査結果を取りまとめて公表しているものですが、産業全体として「4 月期の産業全体の景況は、売上額・採算・業況DI が大幅に低下し、資金繰りDI も小幅に低下した。」とされています。

次に春闘の状況についてです。

資料17は、連合本部が6月4日に発表した6月1日時点の春闘の第6回回答集計結果となります。全体の賃上げ率は5.02%、対前年比で0.24ポイントのマイナス、うち300人未満における賃上げ率は4.70%、対前年比でプラスマイナス0となっています。

資料18は、日本経団連が5月27日に発表した従業員500人以上の企業における春闘の回答結果となります。総平均の賃上げ率は5.46%、対前年比で0.01ポイントのプラスとなっています。

次に倒産の状況についてです。

資料19は、帝国データバンクが発表している2024年、2025年の都道府県別倒産件数及び負債額と対前年比を掲載しています。次のページに2025年、2026年、各年の5月末現在までの都道府県別倒産件数及び負債額の累計と対前年同月までの累計比を掲載しています。いずれも徳島県の状況については、水色でマーキングした部分です。

資料20は、令和2年から令和8年5月までにおける徳島県内の倒産件数及び負債額の推移を月別で表しています。また、次のページは、令和6年から令和8年5月までにおける徳島県内の倒産件数を業種別に表したものです。

その他資料としまして資料21は、日本商工会議所、東京商工会議所が3月17日に公表した最低賃金引上げの影響についての、全国の会員企業からの回答を取りまとめたものです。最低賃金引上げの影響の他、発効日に係る影響についても取りまとめられています。

資料22は、徳島経済研究所が1月15日に発表した徳島県内企業の最低賃金引き上げや価格転嫁状況に関する調査結果となります。

本審議会資料の説明については以上となります。

続きまして、タブレット操作を行っていただき、目安小委資料をご覧ください。

先週金曜日、6月26日に国の中央最低賃金審議会の第1回目安に関する小委員会が開催され、その際に提出された資料となります。

都道府県別の主要統計資料も掲載されており、次回までに取りまとめを行い、本審議会

資料としてご提供できるようにしたいと考えています。

最後となりますが、今年度審議を行っていただくにあたっての留意点となる事項についてお伝えします。タブレットの資料の73中央審資料をご覧ください。

6月23日開催の第73回中央最低賃金審議会で承認された事項の資料です。内容的には諮問後に局長挨拶においてお伝えした内容となります。今年度の審議を行っていただく上でもポイントとなろうかと思いますので、ご案内をさせていただきました。事務局の方からは以上となっております。

○段野会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの資料や説明に関して、ご質問などがありましたらお願いいたします。

〔委員から「なし」の声〕

特にご質問等が無いようでしたら、労側委員、使側委員から本年度の審議を行うにあたっての基本的なお考えについてご発言いただきたいと思います。まず、労側委員からお願いできますか。

○中川委員（労側）

失礼いたします。川口に代わりまして、本年度から、委員となりました中川と申します。よろしくお願いいたします。ここから着座にて発言させていただきます。2024年、一昨年の最低賃金の審議につきましては、全国から注目される大幅な引き上げが実現したところでございます。昨年の審議につきましては、先ほど亀井局長からお話もありましたけれども、中央の目安プラス3円というところで結審をしたと聞いておりますけれども、これまで2番目の引き上げ幅ということでありましたけれども、実際には物価上昇によって生活改善の実感が全くないというのが我々労働者の現状ではないかなと思っております。今年につきましては、一昨年の影響に対する分析等も踏まえた上で、高市政権には2030年と言われておりますけれども、できるだけ早期に1,500円の最低賃金に向けて、適切な賃上げをぜひ実現していきたいなと考えております。また、先日は徳島新聞でも掲載されておりました

けども、昨年は全国的に指定日発効が増えたということについて、中央での最賃審議会での指定日発効に対する色々な意見も出されていたというふうなことでございます。今年につきましては、法の趣旨を遵守するという意味からですね、是非、法定発効で結審できるように知恵を出し合っていきたいと考えております。また、春闘についてですが、先ほどの資料紹介においてもありましたが、中央段階では3年連続5%を超える賃上げ率となっております。徳島においても、中央までとは言いませんけども、大手で5%を超える賃上げで何とか維持はしておりますが、中小におきましては3.60%ということで非常に厳しい状況です。基本的な賃上げの機運は引き継いでおりますけども、なかなか価格転嫁が進んでいない、格差が依然として存在している状況になっております。物価変動の影響を除いた実質賃金を見てもですね、前年度から0.5ポイントも減っているという状況でございますし、マイナスは4年連続ということで、賃上げの伸びが物価上昇に追いついていないということでございます。我々としたらいかに可処分所得を確保するかが課題であり、また組織されていない働く方々に賃上げの恩恵を広げていくということが課題という認識をしているところでございます。そういう意味ではですね、最低賃金の引き上げの意義は非常に大きいと考えておりますので、お互いの立場はあるにせよですね、徳島で働く皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて汗をかきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたい、以上でございます。

○段野会長

ありがとうございます。ではその他、労側委員からの御意見ございましたら、よろしくお願いいたします。南委員、よろしくお願いします。

○南委員（労側）

南です。今年もよろしくお願いします。今日の新聞紙面に取り上げていただいたのですが、連合徳島で今年の初めに県内の4大学に在籍する学生さんにアンケートを取りました。就職に関するアンケートということで県内出身者が6割いらっしゃったんですが、県内の就職を希望すると答えたのは4割でしかありませんでした。希望しないという回答も4割ということでした。仕事選びで重視することについては、やはり収入とか休みという待遇を重視するという回答は最も多かったです。

これらの結果を受けて、3要素に基づく審議に加えて、若者の県内定着を一つの目標にした審議を行いたいと考えています。よろしくお願いします。

○段野会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

では、続きまして、使側委員よろしくお願いいたします。

○脇田委員（使側）

はい、おはようございます。使側の脇田でございます。今年も皆さんどうぞよろしくお願いいたします。今年の審議にあたってなんですけれども、やはり、データに基づいてやっていくということを重視しているということと、それから現状がですね、非常にインフレや物価高であり、イラン情勢とかも不確定で先が見えないというような状況になってます。こうした中で我々としては、どれだけ最低賃金を上げていけるのかというところを皆様方と議論していく中で今年も頑張っていきたいと思ってます。

それから、やはり、最低賃金法の趣旨っていうところは我々としてもですね、生活保護基準等も踏まえながら、つまり憲法では健康で文化的な最低限度の生活、第25条で規定されていると思うんですが、それと関連する生活保護基準とか色々あると思いますけれども、そういった部分も含めて比較検討しながら、どれだけ引上げることができるのかということも議論していきたいなと思います。よろしくお願いします。

○段野会長

ありがとうございます。その他の使側委員からご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。中村委員お願いします。

○中村委員（使側）

今年も始まりました。昨年に加えて、中東情勢の影響ということが加わりましたので、マスコミ等でもありますけれども、労働者は非常に厳しい環境だと理解しています。しかしながら、使用者も状況としては本当に同じでありまして、経営するにあたって、あらゆる価格が高騰しており、なおかつ見通しについて予見可能性が無いというような状況が続

いておりますので、本当に両者にとって厳しさという面におきましては、昨年より拍車がかかった状況であると思いますので、その点も踏まえてしっかり議論をしたいと思っております。それと先ほど、発効日の件がありましたけれども、これも先日、厚労省の新しい方針といたしまして発効遅れの場合はしっかり理由を明示するということと、その必要性をしっかり議論するというようなところが示されましたけれども、昨年度の徳島におきましては、これまでの過程というものがあります。一昨年は84円、昨年は66円、2年間で150円増えたこと等、そういった徳島ならではの特異性のある過程というものでありますので、そういうことも踏まえた上での最賃額であり、発効日であったというところで、しっかり議論した結果であると思っておりますので、今年度もその辺りも踏まえて、金額と発効日については注目されるころだと思いたいますが、しっかり議論をしたいと考えています。それと先ほどもありました、最低賃金を1,500円にするにあたって、石破政権の時には2020年代と言っていたものが、高市政権は2030年代前半早期といったことが報道されていまして。2030年代前半早期っていうのは、政府の試算によると、このまま継続的に労働生産性が向上すれば33年度に1,513円に達する試算であるという記事も見ました。これは2023、2024年度の平均の生産性というのが3.82%あったことから、将来的に同率で上がっていけば、2033年度に1,500円に達するという試算であるそうです。そういったことから生産性が上がってこそ賃上げという部分もやっぱり否めないと思います。そこはやはり地方がどうしても取り残されつつあるということも、私は非常に懸念をしておりますので、その観点も踏まえ、いろいろな観点からしっかり議論を責任持ってしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○段野会長

ありがとうございました。他の方はいかがですか。ありがとうございました。

それでは、議題2「徳島県最低賃金専門部会、各特定最低賃金専門部会の設置」に移りたいと思います。本日諮問を受けました徳島県最低賃金の改正審議に関しましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、県最賃の専門部会を設置して調査審議を進めてまいりたいと考えています。また、特定最低賃金の各専門部会に関しましては、徳島においては従来から、最賃法第25条第1項に基づき、改正の必要性審議の段階から設置しており、本年度も同様にして調査審議を進めてまいりたいと考えていますが、皆様、よろしいでしょう

か。

〔委員から「異議なし」の声〕

ありがとうございます。それでは、「徳島県最低賃金専門部会」、各「特定最低賃金専門部会」を設置することとします。事務局は専門部会の構成や手続きについて説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

それでは、専門部会の設置について説明させていただきます。専門部会の委員定数は、最低賃金審議会令第6条により、9名以内と定められています。また、最低賃金法第25条第3項により、公労使同数で組織するとなっております。つまり、公労使各側3名の計9名で構成されるものです。

なお、6月12日に開催しました公益委員会議において、徳島県最低賃金専門部会における公益側委員は段野委員、撫養委員、米澤委員となることでは承をいただいています。また、特定最低賃金専門部会についてですが、一般機械における公益側委員には竹原委員、撫養委員、米澤委員に、電気機械における公益側委員には稲倉委員、竹原委員、段野委員にご担当いただくこととなっております。なお、造作材は諮問されなかったため、専門部会の設置はありません。

労使委員につきましては、本日付けで推薦公示させていただきますので、労使団体からの推薦状とご本人の承諾書および履歴書を添えて、地賃は7月13日、月曜日までに、特賃は7月21日、火曜日までに事務局あてに提出いただきますようお願いいたします。また、本日最低賃金の改正諮問をさせていただいたことから、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労働者、関係使用者からの意見聴取の公示も本日付けで行わせていただくこととしています。

○段野会長

ただいまの事務局説明につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いします。

特段よろしいでしょうか。それでは労側、使側は公示をふまえ、専門部会委員に推薦し

ようとする方に関する必要書類を添えて、推薦状を事務局に提出していただくようお願いします。

続きまして、議題3「あり方検討小委員会の設置」に移りたいと思います。事務局から小委員会設置に関する説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

はい、地方審資料の資料23徳島地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。運営規程第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」となっております。例年であれば、徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会を設けて、審議運営に関する事項の調整を図っていたところです。今年度審議していただきたい事項としましては審議日程について、実地視察対象について、要請書の紹介について、その他申し合わせ事項の4項目についてです。

○段野会長

はい、ありがとうございました。例年、あり方検討小委員会を開催していたところですが、ただいま事務局から説明のあった審議事項であれば、この本審の場で審議してもよろしいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

はい、ありがとうございます。特に異議がないようですので、今年度はこの本審の場で審議を行いたいと思いますので皆様よろしくをお願いします。それでは、事務局は審議事項の詳細について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

それでは、審議日程からお願いしたいと思います。資料24をご覧ください。こちらが昨年度、令和7年度の審議日程となっています。この審議日程を参考に、各委員の都合を確認しながら今年度の審議日程について事務局で作成した案が資料25となります。

具体的な審議日程の期日について申し上げます。第1回本審については、本日であります。また、その横に第1回あり方検討小委員会と入れていますが、先程のご審議をふまえ、こちらは削除させていただきます。

今日以降の審議日程案ですが、第2回本審を7月27日、月曜日の9時30分から開催し、目安答申の伝達を行うとともに、関係労使団体からの意見陳述の場を設けることを予定しています。第1回地賃専門部会を7月27日の第2回本審に続いて開催し、具体の金額審議を行います。第2回地賃専門部会を7月30日、木曜日の10時から、第3回地賃専門部会を8月3日、月曜日の10時から、第4回地賃専門部会を8月6日、木曜日の9時30分から、それぞれ開催することを予定しています。第3回本審を8月6日の第4回地賃専門部会に引き続いて開催し、答申いただければと考えています。ただし、昨年度のように中賃における目安の答申が遅れると、今申し上げた審議日程も変更となるおそれもありますので、その際は随時、委員の皆様にお知らせして再調整したいと思います。

次に特賃についてですが、合同専門部会を8月24日、月曜日の午前中に開催を予定しています。合同専門部会に続いて、第4回本審を開催し、地賃の異議審議とともに特賃の必要性答申と金額諮問を行う予定です。

資料26をご覧ください。こちらは地賃答申日から計算して最短の発効日を示した表ですが、8月6日に地賃答申がされた場合、最短の発効日は10月2日となります。地賃審議会の予備日として8月27日、8月31日を設けていますが、基本的には答申日が遅れた際の答申に対する異議審議を行う日に充てることを考えています。なお、特賃専門部会については、専門部会委員が選任された後、同委員のご都合を確認の上、設定する予定としています。

資料27をご覧ください。こちらは特賃答申日から計算して最短の発効日を示した表ですが、昨年度は別として例年12月21日発効を目指して10月23日までに答申をいただく日程を組んできました。今年度は休日の関係上、12月21日発効ではなく、12月24日発効となってしまいますが、10月23日までに答申をいただけるように特賃審議日程を調整したいと考えています。

以上が事務局から提案する審議日程案となります。今年度は例年と違って、いずれの審議会場も外部会場であり、会場の都合上、時間厳守で退出しなければならない事情を予めご承知おきください。以上です。

○段野会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局よりの審議日程案についてご意見いただきましたらと思います、いかがでしょうか。辰巳委員よろしくをお願いします。

○辰巳委員（労側）

会議室の都合上で時間が制限されますという話になるのですが、一体何時から何時でとか決まっているのでしょうか。

○事務局（労働基準部長）

事務局からお答えいたします。会場の都合に関しましては予約状況により、それぞれでありますので、委員の皆様には別途お知らせしたいと思っております。

○辰巳委員（労側）

やはり重要なことなので、途中で審議が打ち切られるとかじゃなくてですね、この難しいんですよね、難しいかもしれないんですけども、あくまでも十分な時間を取って審議できるような会場設定をお願いしたいなと思います。以上です。

○段野会長

その他委員の方、ご意見いただきましたらと思います。特段よろしいでしょうか、はい、ありがとうございます。では次の事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（賃金室長）

次に確認していただきたい事項としては実地視察対象についてです。実地視察に関しましては、これまで地賃適用事業場と特賃適用事業場と交互に選定して例年実地視察を実施してきたところです。令和6年度に大幅な地賃引上げを行ったことから、令和6年度、令和7年度と2年連続で地賃適用事業場を実地視察の対象とし、昨年度は小売業・サービス業の事業場を選定して実地視察を行ったところです。従来からの慣行によりますと今年度の実地視察の対象は特賃の電気機械器具製造業の適用を受ける事業場が対象となるかと考えま

すが、委員の皆様方のご意見をいただけたらと思います。

○段野会長

はい、ありがとうございます。事務局から実地視察の対象は、慣例に従いますと特質の電気機械器具製造業の適用を受ける企業を対象にしてはいかがかとの提案がございましたけれども視察に関するご意見、ご要望がございましたらよろしくお願いします。特にご要望とかございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、特にご要望が無いようですので、具体的な企業の選定は事務局に一任ということでよろしいでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

では事務局に一任しますので選定をお願いします。

○事務局（賃金室長）

了解しました。それでは対象事業場を選定し、事業場との調整の上、具体的な日時や対象事業場が決まり次第、委員の皆様にご連絡を差し上げたいと思います。

○段野会長

それでは、事務局は次の事項について説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

次に確認していただきたい事項としては要請書の紹介について、その他申し合わせ事項の2項目ですが、まとめて説明したいと思います。本日、地賃改正に係る意見聴取の公示手続きを行うこととしています。例年、公示後に労働者団体や使用者団体から最低賃金改正に関するご意見や要請書等が提出されています。先程の審議日程の調整に関する審議において、第2回本審で最低賃金改正に対する意見陳述を聞く議事を設けることを承認いただきましたので、これに合わせて要請書等の紹介の場を設けることとしたいと考えていますのでご承認願います。

また、その他申し合わせ事項についてですが、資料28をご覧ください。例年のことではありますが、項目1として「地賃及び特賃に関し、専門部会で全会一致となった場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用するが、地賃の答申は地賃専門部会終了後に引き続き開催される本審において行う。」、項目2として「特賃に関しては、改正の必要性審議及び金額改正審議の2つの審議を行うことから本審及び特賃専門部会を同日開催し、審議を効率化する。」の二点について確認いただき、ご承認願います。

○段野会長

ただいま、事務局より説明のあった要請書紹介の時期と申し合わせ事項について特に異議が無ければ承認したいと考えますが、いかがでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

本日の審議項目は以上となりますが、委員の皆様何かございましたらよろしく願います。事務局から補足事項はございますか。

○事務局（賃金室長）

先ほどの日程調整で承認いただきましたので、事務局から次回の審議会の日時についてお伝えします。次回、第2回本審及び第1回地賃専門部会は、7月27日、月曜日の9時30分からパークウェストンホテルのアニエスルームで開催予定です。

なお、昨年度のように事前に中賃目安答申がされなかった場合は、第2回本審は開催し、意見陳述や要請書紹介を行う予定です。具体の金額審議を行う専門部会は、状況を見つ、専門部会委員の皆様と事前に連絡調整させていただきます。

以上です。

○段野会長

ありがとうございました。

他にはございませんか。

○事務局（亀井局長）

皆様からなければ、事務局から一言よろしいでしょうか。

○段野会長

はい、よろしくお願いいたします。

○事務局（亀井局長）

事務局から一言、委員の皆様、本日のご審議ありがとうございました。資料で急遽追加させていただきました国の中央最低賃金審議会における令和7年度の審議の振り返りのような資料は、引上げ額と発効日の考え方が示されたところですが、労働者代表、使用者代表、それぞれの委員からおっしゃっていただきましたように、昨年度の徳島地方最低賃金審議会においては、引上げ額については法定3要素と各般の指標を総合的に勘案いただいた、と事務局といたしましても思っておりますし、発効日につきましても審議の過程で、この2年間の経緯なども踏まえて、しっかりご議論をいただいた上での答申をいただいていると認識しておりますので、申し添えます。また審議日程に併せて、時間についてのご指摘がございました。日程確保に頭を持って行かれていて、会場が何時まで使えるのかという説明がなくて申し訳ございません。別途、それぞれの会場が何時まで使用可能なのかということも含めてご説明をしてみたいと思います。以上です。

○段野会長

ありがとうございます。委員の皆様、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、以上を持ちまして、本日の審議は終了といたします。委員の皆様、お疲れ様でございました。

（閉会）